

市長の政治姿勢について、お伺いします。

今、地球温暖化の進行によって地球規模で深刻かつ重大な影響が出始め、世界各地はもとより、日本でも人類の生存にかかわる緊急の大問題になっています。

国内の世論調査によると 93% の人が「温暖化による気候変動がすでに始まっている」と感じ、圧倒的多数の人 92% が不安感を抱いています。

日本は京都議定書で決められた、排出削減義務量を「必ず達成すべき」と答えた人が 78% に上っています。

ところが、日本国内での温室効果ガスは減るところか増え続けています。日本は京都議定書で温室効果ガスを基準年の 1990 年比で 6% 削減することを約束しましたが、

未達成どころか、逆に基準年比で 6・4% も増やしており、合計 12・4% ・約 1 億 6 千万トンの削減が必要になっています。

5 月 26 日、閉幕した主要 8 カ国環境相会議で、
2020 年までの中期削減目標を打ち出さなかった日本政府の姿勢が、厳しく批判されました。最近も、世界の 400 以上の N G O が日本に中期目標の明示を求めています。

9日、福田首相が地球温暖化対策の基本方針を明らかにしましたが、2050年までの長期目標は示したものの、焦点となっている中期目標は明示せず、来年に先送りしました。洞爺湖サミットを目前にしながら、中期目標を打ち出さないのは、この問題への真剣さを疑わせるものです。

欧州各国では、中期削減目標達成のために、政府が産業界と公的協定を締結しています。

日本が中期削減目標を掲げられないのは、産業界の自主行動任せにしているからであります。政府が中期目標を設定し、逆算方式で、緊迫感を持って、イニシアティブを発揮することが強く求められます。

国に対して、温室効果ガスの中期削減目標を明らかにすることを強く働きかけて下さい。

次に、環境市民団体である気象ネットワークの調べでは、日本の室温効果ガス排出構造は、巨大発電所100カ所

28%、巨大工場130カ所22%、その他大企業1万4千事業所16%、車16%、中小企業など13%、家庭5%とのことあります。

日本の温室効果ガス排出の圧倒的な部分を占める火力発電所と大規模工場の大口排出源に対し、削減を義務化する実行性ある制度の導入を国に求めてください。

次に、国内の温室ガス大規模排出事業所のうち、経済産業省が非公開にしていた36事業所のデータが明らかになりました。

それによると、第1位は中部電力碧^{へき}南^{なん}火力発電所で、第2位は、J F E スチール西日本製鉄所福山地区、第3位はJ F E スチール西日本製鉄所倉敷地区などです。

J F E の二酸化炭素削減は、日本全体の二酸化炭素削減を大きく左右します。

市長は、この事態をどのように認識しておられるのかお示してください。

また、国内第2位の二酸化炭素排出企業であるJ F E スチール西日本製鉄所に対して削減を働きかけ、目標数値を含めた削減計画の作成と公表を要請することを求めるものです。

以上についての見解をお示してください。

次に、福山市地球環境保全行動計画は、市民の役割、事業者の役割、行政の役割を定めていますが、これらについての具体的な進捗状況をお示してください。

以上、それぞれについてのご所見をお示してください。

後期高齢者医療制度についてお伺いします。

6月13日、年金から6月、7月分の保険料が天引きされ、「こんな保険料をとられたら、とても生きていけない」と、新たな怒りが日本列島を揺るがしています。

75歳という年齢を重ねただけで、今まで入っていた国保や健保から追い出され、保険料は「年金天引き」され、払えない高齢者からは保険証を取り上げる、健康診断から、外来、入院、「終末期」まで、あらゆる段階で、安上がりの差別医療を押しつけられる、こんなひどい制度はありません。

国民の大きな批判の前に、政府・与党は、「説明不足だった」などと言いわけし、「見直し」を持ち出していますが、説明すればするほど、後期高齢者医療制度の根本的な矛盾が次々と浮かび上がっています。

厚生労働省は「制度の仕組みとしては、これまでの保険料よりも安くなる。特に、所得の低い人は安くなる」とアピールし、国保から後期高齢者医療制度に移行した75歳以上の保険料の変化について、全国平均で69%の世帯で保険料が減少したとの調査結果を公表しました。

しかし、全日本民主医療機関連合会が11日、国会内で「後期高齢者医療制度の実施直後アンケート」の集計結果を公表しましたが、

それによると、同制度が実施された四月以前と比べて、保険料が「安くなった」と答えた人は6・6％にとどまり、「高くなった」人が41・6％を占めました。

全国的に所得階層でみると、年金収入292万円以上の世帯の負担減が78％であるのにたいし、177万円未満の世帯の負担減は61％にとどまりました。

調査結果は、「一般的には、低所得者では負担が軽減され、高所得者では負担が増える傾向」というこれまでの厚労省の説明を覆すものであります。

政府・与党は、実施前から「見直し」を繰り返し、新たに低所得層の保険料の軽減を実施するとしています。

短い間に政府・与党が「見直し」を繰り返さなければならぬこと自体が、この制度の矛盾の深さを示しています。

高齢者を年齢で差別する制度の根本が間違っているものであり、廃止して一から出直さない限り、矛盾は解決できません。

一、後期高齢者医療制度の撤廃を国に求めてください。

一、福山市に於いて、国保加入世帯から、当制度に移って、保険料が安くなった人、高くなった人の人数と割合をお示しください。

一、国が撤回しない間は、福山市として、軽減制度を創設することを求めるものです。

以上についてのご所見をお示しください。

障害者施策についてお伺いします

障害者自立支援法が施行されて、２年余がたちました。政府はこれまで２度にわたり、制度を変更しました。

利用者負担の軽減や、急激な収入減に対する事業者支援、利用料負担の計算根拠となる収入算定も利用者個人となり、資産要件も変わりました。

政府のこれらの見直しの動きは、障害当事者や家族、関係者の運動が実った結果と言えます。

しかし、障害者自立支援法２９条にうたわれている、「１００分の９０」という公費負担割合は変わっていません。

５月３０日の新聞報道では、障害者が通う小規模作業所や、授産施設などをつくる「きょうされん」が、障害者に重い自己負担を強いている「応益負担」の撤回を求め、国会に１３０万人分の請願署名を提出したと、報じられています。

政府は、障害者自立支援法の抜本見直しををするとしていましたが、ならば、制度の根幹となっている「応益負担」の原則こそ廃止するべきではないでしょうか。

わが党はこれまで、幾度となく、政府に対して、応益負担の原則を撤回するよう求めてきましたが、本市は頑なに拒んでいます。

障害者福祉への応益負担の導入は、障害者の生存権を侵害する、重大な福祉の後退ですが、市長の御所見をお示し下さい。

また、後期高齢者医療制度の実施に伴い、**65 歳以上の重度心身障害者医療費助成制度**の受給者は、この制度に加入するかどうかは、選択可能とされてきました。

しかし、後期高齢者医療制度に加入しなかった場合には、**1 回 100 円**の医療費窓口負担が、増える場合があります。

障害者に過酷な負担を押し付けるべきではありません。

広島県に対して、新制度への加入を事実上の条件として、医療費助成を行うようなあり方は撤廃するよう要望することを求めます。

また、本市独自で、新制度への加入によらず、重度心身障害者医療費を助成した場合の、必要経費をお示し下さい。

障害児施策について伺います。

障害者自立支援法は、障害のある子どもの子育てと、療育に多大な影響をもたらしています。

障害がある場合も例外なく、子どもはすべて、すこやかに成長し、発達する権利が保障されなければなりません。そのために、障害児施策は一層の拡充が求められます。

福祉現場では、療育施設が不足していると言われていますが、障害児施策について認識をお示してください。

子どもに障害がある場合、障害や健康の状態によって施設への通園の回数や形態は多様です。

ところが現状では、子どもの発達の必要と保護者の条件や、希望があるにもかかわらず、施設の条件が整わないために、通園回数を制限されたり短縮されたりしている場合も多くあるということを仄聞しています。

少なくとも、毎日通園ができることを前提にした、療育の場の量的・質的な拡充が必要です。

御所見をお示し下さい。

現状では障害の診断がない子どもは、児童福祉法から除外され、自立支援法でも受給者証が発行されないというのが制度上の建前となっています。

障害の確定しない時期や「グレーゾーン」とよばれる子どもへの療育が早期に可能となる機能と仕組みを施策化することがつよく求められます。

ご所見をお示してください。

発達障害者や難病者は、障害者自立支援法の対象を外れているため、支援が受けられません。

障害の範囲を見直すよう、政府に要望することを求めます。

以上についてお答え下さい。

高齢者施策についてお伺いします

高齢者が安心して暮らせる社会を作ることは、政治の重要な責任です。

市内の高齢者は、2007年の決算特別委員会の答弁では、年間所得が200万円未満の高齢者は、8万4490人と、高齢者人口の86%に上っています。

自民・公明政権は、高齢者にたいし、住民税・所得税の増税を押し付け、連動して国保税・介護保険料も大幅値上げし、過酷な負担増が直撃しています。

さらに、療養病床からの追い出し、介護ベッドの取り上げなど、大量の「医療難民」「介護難民」と呼ばれる事態を生み出す、制度改悪が相次いでいます。

多くの高齢者に生活破壊と貧困が深刻になり、老後不安が募っています。

4月からは後期高齢者医療制度がはじまり、負担増が相次いでいますが、高齢者が置かれる現状について、認識をお示しください。

高齢者の生活を圧迫する要因の一つに、住民税・所得税の増税があります。

政府に対し、公的年金控除の縮小、老年者控除の廃止、低所得高齢者への住民税非課税措置の廃止など、これまで政府が実施してきた税制「改悪」を元に戻すよう要望することを、求めます。

また、市独自で、65歳以上の高齢者の住民税等、税制改悪以前の水準に戻した場合、全体の影響額はいくらになるか、お示してください。

介護保険制度の改善についてお伺いします。

介護保険料負担は、高齢者世帯に困難を押し付ける原因の一つです。住民税増税のために連動して、介護保険料が引きあげになった人数をお答え下さい。

本市の介護保険会計は剰余金を生み出していますが、活用の具体をお示し下さい。

6月2日に開かれた民生福祉委員会では、「介護保険施設利用者への、年額5000円分の食費負担軽減制度を終了する」との方向が示されました。

この制度は、低所得者への負担軽減策として、関係者に喜ばれています。

食費負担軽減制度終了するのではなく、継続・拡充することを求めます。

また、特別養護老人ホームの増設が求められますが、今後の具体をお示し下さい。

以上についてお答え下さい。

国保行政についてお伺いします。

後期高齢者医療制度は、国保行政にも大きな影響を生み出しています。

国保税には、後期高齢者支援分が上乘せされ、福山市は今議会に、国保税を一人平均2,926円の引き上げをおこなう条例案を提出しています。

老人保健は廃止され、退職者も74歳以下は、一般被保険者となります。

10月からは、65歳から74歳の国保税を年金から天引きすることとなります。

格差と貧困が広がる中、国保加入世帯の暮らしは一層厳しくなり、福山市は、近年、国保税引き下げの努力をしてきたところですが、後期高齢者支援分の上乗せで、この間の努力は水泡に帰す状況であります。

高い国保税は、新たな滞納を生み出すものであり、国保会計の財政基盤を突き崩します。

国民皆保険制度を守るためには、国の国民健康保険制度への財政責任を果たしてもらうことなくしては困難であります。

国に対して、財政の枠組みを変え、国民のくらし・福祉最重点の予算編成を求め、国民健康保険制度における国の財政負担を増やすことを求めています。

また、県に対して、国保税引き下げのための市・町^{まち}への助成制度を創設することを求めること。

今回の2926円の引き上げを撤回すること。

65歳以上の加入者に対する、年金からの天引きは行わないこと。

医療にかかる権利を奪う、資格証明書の発行は行わないこと。

以上についてのご所見をお示してください。

乳幼児医療助成制度について伺います。

福山市は乳幼児医療助成制度を、入院は小学校卒業するまで、通院は就学前までと県制度を拡充し、子育て世代に大変喜ばれています。

しかし、「小学生になって、全額負担になり、虫歯の治療につれて行けない。」などの声も聞かれ、年齢を引き上げてほしいという要望も強いものがあります。

福山市の制度拡充は、近隣の自治体にも制度拡充の影響を与えましたが、

現在、三原市は、入院通院ともに小学校6年生までを対象とし、

尾道市は、本年10月から入院は小学校6年生まで、通院は小学校3年生までとし、

三次市は、新市長のもと、入院通院ともに、中学校3年生まで無料化を予定しています。

福山市においても、さらなる対象年齢の引き上げを求めるものです。また、一部負担金をなくして、完全無料の実施を求めるものです。

福山市の制度を拡充するためにも、国に制度の創設を、県に一部負担金の撤廃を求めています。

以上、それぞれについてのご所見をお示してください。

中小企業振興についてお伺いします。

今中小業者をめぐる経済環境は大変悪化しています。

中小企業庁が発表した 2007 年度における中小業者の動向は、「原油・材料価格の高騰、改正建築基準法施工後の建築着工件数の減少が発生し、これらの影響を背景として、中小企業の業況が悪化している」状況を示し、

さらに「中小業者が大企業に比べて民間消費により大きく依存しており、近年の雇用・所得環境の変化に伴って民間消費が伸び悩んでいることなどの構造的要因が存在する」ことを指摘しています。

商工ふくやまの 3 月景気観測調査報告で福山市の景気は製造業全体では、景況感などの判断状況を示す DI がマイナス 25,5 ポイント、非製造業全体では、マイナス 5,7 ポイントで厳しい状況を示し、先行きも不透明となっています。

このような状況の中で、全国各地や県内でも中小業者の仕事おこしの運動が進められています。

三次市では、住宅リフォーム助成制度を 2004 年度から 2006 年度までおこなっていました。

1 件の上限を 10 万円とするものですが、多くの業者に仕事が回り、経済波及効果は 23 倍にものぼり、経済活性化しているとのことでした。

2007年度は、中止となっていた、この制度が、2008年度から、再び実施されることになりました。

予算額も、これまで600万円だったものが、08年度では、大幅に増額され1,100万円となりました。

新市長は、この住宅リフォーム助成制度について、「非常に、良い制度だと思っている。」と評価され、この制度を復活して、市内業者の仕事を増やせればと予算化されました。

また、広島市では、小規模修繕契約希望者登録制度が実施されています。

広島市が発注する小規模な修繕契約のうち、内容が軽易で且つ施設の修繕で、機能回復を目的とする50万円未満のものの契約を希望する業者の登録制度です。

16種類の業種に、延べ563業者が登録し、2005年度決算で、小規模修繕該当分3778件、金額4億2160万円余のうち、小規模業者発注分は284件2855万円余となっています。

2006年度決算では、小規模修繕該当分4010件、金額4億910万円余のうち、小規模業者発注分は377件4886万円余と増加しています。

福山市でも住宅リフォーム助成制度、小規模修繕契約希望者登録制度を創設することを求めるものです。

御所見をお示してください。

農業振興についてお伺いします。

農業をとりまく現状は、地球の気候変動による生産の不安定化、途上国の経済成長による人口増のもとでの需要急増、バイオ燃料ブーム、大量の投機資金による食料の高騰など、激変しています。

6月3日、ローマで開催された食料サミットで、福田首相は、「日本国内の農業改革を進め、食料自給率の向上にあらゆる努力を払う」と述べました。

世界的食料危機のもと、先進国の中で最低の自給率 39% から抜け出すことは、我が国にとって、待ったなしの課題です。

そこで、米作についてお伺いします。

米は日本人の主食であり、日本農業の柱です。

この 10 年あまりで、生産者米価は 4 割近く下落し、

06 年産の米価は 1 俵あたり平均 1 万 4 8 2 6 円まで落ち込みました。コメの生産費は農水省の計算でさえ 1 俵あたり 1 万 6 8 2 4 円なのに、それを大きく下回りました。

この米価で得られる農家の 1 時間あたりの労働報酬は、わずか 2 5 6 円にすぎません。

米価の異常な下落は、政治の責任以外の何ものでもありません。

国はこの10年あまり、WTO農業協定にあわせてコメの価格保障を廃止し、コメ市場の下支えも撤廃し、米価を市場まかせにしてきました。コメの輸入拡大が、米価下落に拍車をかけました。

わが党は、日本の農業、その主力である米作の再生のため、次の三つの政策転換を提言します。

1. 農産物の価格保障と所得補償を組み合わせ、農家が安心して農業に打ち込める再生産を保障することです。

生産者米価については、不足払い制度を創設し、農家の手取りを、当面、生産費に見合う1俵17,000円以上に引き上げること。

2. 大多数の農家を切り捨てる「品目横断対策」を中止し、家族経営を応援するとともに、大規模経営や集落営農もふくめて、農業を続けたい人ややりたい人すべてを応援する農政に切り替えること。

3. 無制限な輸入自由化をやめ、国連人権委員会が採択した「食料主権」、すなわち、各国が食料・農業政策を自主的に決定する権利を保障する貿易ルールをつくることをめざすこと。

以上について、市として国に強く要望することを求めるものです。ご所見をお示してください。

芦田町圃場整備についてお伺いします。

農林水産省がすすめている「村づくり交付金事業」は、国の関与を縮減し、市町村の裁量を拡大して、農業生産基盤の整備と合わせて農山漁村の生活環境の総合的な整備を実施する新たな仕組みとして創設し、個性的で魅力ある村づくりを推進するとしています。

福山市では、村づくり事業の圃場整備が、芦田町風呂地区、上東之面地区、下本郷地区ですすめられ本年度から神辺町で始まります。

村づくり事業(芦田地区)圃場整備は、国50%・県10%・市が20%の補助割合ですが、残り20%は自己負担となっています。

芦田地区での村づくり事業の圃場整備は、農道でなく市道改良工事を導入して圃場整備が行われていますが、神辺町の事業はどういう手法で実施されるのか、お示してください。

次に、芦田地域でおこなわれている非補助の圃場整備事業についてお伺いします。

昨年の9月市議会で、羽田市長は非補助による農地転用については、「年数の定めがない」という趣旨の答弁をされています。

しかし、圃場整備事業というのは、労働生産性が高く、効率的で合理的な営農ができ、良好な農村環境を形成するというのが基本理念です。

この基本理念の下に、さまざまな農地の区画形成を図るうえでの制約を取り払い圃場整備事業がおこなわれています。

補助事業と非補助事業とを問わず、農地転用は、できないと解釈されますが、御所見をお示してください。

次に以下の項目に、お答えください。

1、圃場整備地区内の地権者から、「圃場整備費用を支払ったことはない」と仄聞していますが、このような事実があるのかどうか、お答えください。

1、芦田地域では、圃場整備地区内の市道の用地買収費を、当該圃場整備の事業費の一部に充当していると仄聞していますが、どのような方法でおこなわれているのか、お示してください。

1、通常市道建設の際用地買収では、市道種別によって

① 1・2級の市道、②その他の市道、③すべての市道がありますが、芦田の圃場整備地区内の市道は、どの市道種別で用地買収をおこなっているのか。

以上についてお答えください。

保育行政・保育所給食についてお伺いします。

我が会派は、かねてより、保育所の補食給食を完全給食に改めること、3歳児から5歳児のスキムミルクを牛乳に改めることを求めてきました。

主食を含めた完全給食を実施することを求めるものです。

また、スキムミルクをやめ、3歳児から5歳児も牛乳に切り替えることを求めるものです。

日本に脱脂粉乳が到来したのは、1940年代、日本が太平洋戦争に負け、日本中が貧困と食糧不足に追われていた時期です。

連合軍の食糧放出、「アメリカの占領地域救済政府資金」などにより、無償で提供されたのが脱脂粉乳でした。

アメリカの余剰物資として、日本に送られてきた脱脂粉乳は、極端に栄養事情の悪かった当時の、日本の子どもたちの貴重な動物性蛋白質、カルシウム等の供給源として、学校給食に使われました。

その後、高度経済成長を始めた日本は、豊かになり、全国で学校給食を充実・発展させる運動が広まる中で、地場産業である酪農促進の意味も含めて、学校では牛乳給食が実施されました。

現在、3歳児から5歳児までの保育園児が脱脂粉乳をいまだに飲まされています。

この脱脂粉乳は、ニュージーランドから一括輸入しているものですが、ニュージーランドでは脱脂粉乳の生産量の

98%が輸出されています。輸出先は、主に中東、アジアなどの発展途上国で、栄養状態のすぐれないところということでもあります。

わずか2%の国内消費も、ヨーグルト、アイスクリーム、チョコレートなどの原材料として使用され、直接、脱脂粉乳を溶いて飲むなどという使用は行われておりません。

小児科の医師からは、「成長期の子どもの脳の発育には、脂肪分は必要な栄養素であり、自然の恵みによって得られた食べ物をバランスよく摂取することが、子どもの成長に一番かなっている。牛乳から脱脂し、加工したものを飲用することとは、栄養バランスが崩れた食物を与えることになる」との指摘もされているところです。

味覚が最も発達する幼児期に、加工食品を与えることは、食育の面からも問題であります。

保育園給食の脱脂粉乳をやめ、牛乳に切り替えることを改めて求めるものです。

以上についての、明確な答弁を求めます。

鞆港埋め立て架橋計画についてお伺いします。

鞆の浦は、歴史ロマンが詰まった港町です。

「潮待ちの港」として万葉の時代から栄え、経済港として
隆盛^{りゅうせい}し、狭隘^{きょうあい}な面積の中にコンパクトな港町の大都会を形成しました。

また、歴史の舞台にもたびたび登場する、瀬戸内海を代表する要港です。朝鮮通信使、琉球使節やオランダ商館長の江戸参府なども立ち寄った、歴史的国際都市だったのです。

ところが市長はこの豊かな歴史を誇る鞆の港を埋め立て、景観を破壊しようとしています。

鞆港埋め立て架橋計画に対し、全国の歴史家や、科学者団体が、鞆港の景観や町並みを守れと、多くの要請文や、抗議文を提出しています。

わが党の調査では、過去5年間で、国内外の環境団体や文化団体から、市に提出された埋め立て架橋計画に対し、懸念や反対を表明した意見書や要望書は、のべ、39団体にのぼり、鞆港埋め立て架橋計画に関して提出された、86%が、反対の意向を示しています。

国内外の数々の団体が計画に対して憂慮を表明している今日、一体なぜ市長は埋め立て架橋計画に固執し続けるのか、多くの人が疑問を感じています。

市長は、５月２７日に行われた鞆の浦ロータリークラブの例会で、架橋計画について「鞆と言えば橋と言えるくらいにしたい」「景観を壊すと言われた京都タワーもランドマークになった」と講演したと、報じられています。

京都タワーは、１９６４年に建設されて以来、未だに批判意見が根強い、京都の景観破壊の象徴と言われています。

このタワー建設時には、国内では谷崎潤一郎氏や川端康成氏などの著名人が反対しました。

さらに、エッフェル塔のある、フランスのミッテラン大統領は、１９９１年に、清水寺を訪れた際、京都タワーを指差して、「あの塔は京都にふさわしくない」と発言したと言われています。

本来のランドマークとは、市民はもとより、圧倒的多数の人に、誇れる存在でなければなりません。いまや市長は、架橋に固執するあまり、歴史学者や考古学者、科学者らから批判され、世論から遊離し、非難の的になっています。

埋め立て架橋が「ランドマーク」になるという市長の発言は、鞆の歴史的・文化的な価値に対し、見識が問われます。

歴史的遺産と文化遺産、景観に対する認識を抜本的に改め、埋め立て・架橋計画は再考することを求めます。

お答え下さい。

次に、埋め立て架橋計画が、環境に及ぼす影響についてお伺いします。

我が党は、１２月議会本会議代表質疑の場において、環境影響評価で用いた手法や、評価で用いた、元になるデータに関する質問をしたところ、「法廷で争うこととなるので発言を控える」として、全く答弁されていません。

本会議という公式の場で、答弁を忌避^{きひ}することは、議会軽視と批判されても仕方のない態度です。

改めて、質問致します。

住民らが実際に、専門家のアドバイスと立会いの下に、交通量調査を行った結果、町内に「渋滞」は存在していませんでした。

これは、架橋計画の根幹にかかわる重大な事実です。しかも、橋をかけると、７３００台も、自動車が通過する、と予測されていますが、実際の交通予測は多く見積もっても、２０００台にすぎないことがわかりました。

県と市は、２００６年に、町内を通る自動車台数を実測していますが、その台数を、お答え下さい。

また、埋め立て架橋を実施する際の環境評価において、大気汚染の環境評価をするための風向や風速は、曙小学校のデータを使っています。

その理由についてお答え下さい。

さらに、環境に与える影響については、12月本会議で、「周辺地域に与える影響は小さい」と答弁されておりますが、地域住民や、市民に対し、韃地域と異なるデータを活用して、環境影響評価を行ったと言う事実を説明したのかどうか、お答え下さい。

埋立て架橋計画を行った場合、最も工事の影響を受ける地元町内会である、韃町江之浦元町一町内会には、市長は住民の意見を聞くために、一度も足を運んでおりません。

市長自らがこの町内会に足を運び、地元住民の意見を聞くことを求めます。

以上お答え下さい。

駅前再開発、駅前整備についてお伺いします

駅前の福山城遺構発掘調査が行われ、福山城外堀をはじめ、「舟入」の遺構や「御水門」^{おみずもん}に続く石段の一部、「二重櫓」^{にじゅうやぐら}の土台部分などが確認されました。また、御水門跡^{おみずもん}から、新たに雁木の石段、一段分が見つかりました。

昨年12月11日に文化庁と県教委、市教委の「福山駅前広場整備工事に係る埋蔵文化財の取扱い協議」が行われました。その内容について、市民団体が県に対し情報公開請求を行い、県はその内容を全面開示しました。

その内容によると、文化庁は、

「基本的にはどこの石垣も同じ重要な価値を持っている。国指定追加も視野に入れている」と、指摘しています。

福山城遺構の歴史的価値について、市長はどのように認識されているのか、ご所見をお示してください。

4月19日に、開かれた現地見学会には、市民ら約1100人が詰めかけました。

参加者からは、「この遺構は福山が誇れるもの。遺構が残ればもっと福山のこと学びたくなる。子どもに伝えていきたい」などの声が聞かれました。

市民の多数が、駅前整備事業計画の抜本的な見直しを望んでいます。その声に市はこたえるべきではありませんか。ご所見をお示してください。

文化庁は、「福山城遺構があるのが明らかな場所であるのに、プロジェクトの中に文化財関係者抜きで話が進められていたというのは考えられない。当然、文化財関係者もプロジェクトに参加して、検討すべきである」

「保存運動をどう受け止めているか。住民の声は無視できないだろう。10万人の署名は非常に重い」

「良好な残存状況がわかった今、もう一度新しいテーブルについてもらう。仕切りなおす場を、設定すべきと考える」

と厳重に指摘しています。

本定例市議会初日の本会議で、市長は、福山城遺構について、“市が内部で検討した案を、市議会や福山市文化財保護審議会へ示す”旨、説明されました。

市の内部で先に案を作るという方法では、文化庁の指摘を正確に理解されていないのではありませんか。ご所見をお示してください。

文化庁は、この間、市が進めてきた駅前整備事業の在り方について、

「重要な遺構の存在が想定されていたにもかかわらず、事業を止める状況にはなかったのか」

「過去にあった最悪のケース。文化財の取り扱いについては、近年、こうならないように対応できるシステムに全国的になっているはず」

と市の事業の進め方について、厳しく指摘しています。

以上のことをふまえ、次の2点を求めます。

- 1、福山城遺構保存をふくめた駅前整備事業は、これまでの計画を白紙に戻し、市民の要望や文化庁の指摘をふまえ、市民や有識者とともに、新しい計画を策定すること。

- 1、新たな計画案の策定のために、市民や有識者なども含めた(仮称)「駅前整備計画策定委員会」を新たに設置すること。
ご所見をお示してください。

幹線道路問題についてお伺いします。

笠岡バイパスは、笠岡市西大島新田から茂平地区を結ぶ延長7,6キロメートルの国道2号バイパスとして計画され、福山道路に接続する、岡山県側の高規格道路です。

先日、3,3キロメートルの一部区間で側道のみが開通しましたが、本線はできておらず、いつできるか、見通しもたっておりません。

また、3月31日に、瀬戸町住民が設計協議に対しての要望書を提出した時、国交省河川国道事務所の赤星設計第2課長は、「4月からは緊急的な事業以外の事業はストップする」と述べたと仄聞しています。

さらに国交省は、4月、瀬戸町山北地区の地権者へ、「用地買収の評価をしていたがなかったことにしてほしい」と謝罪の訪問をしたとのことでした。

これらの背景には、国会で道路特定財源の暫定税率が参議院で否決されたこと、福田内閣が、来年度から道路特定財源の一般財源化を行うことを閣議決定したことが影響していると考えられます。

こうしたなか、国土交通省は、道路特定財源の一般財源化を踏まえ、今後の高速道路建設に向けて、

① 高速交通量の予測データ、②費用対効果、③計画決定、④事業着手の見直しなど、評価手続きの見直しをおこなっています。

福山道路等大型道路建設計画も、多くの住民から必要性について疑問が上げられているところであり、再度見直しを行うことを求めるものです。お示してください。

現在土地開発公社が、福山道路などの用地を先行取得していますが、現在の償還残面積は、

1万3000㎡であります。

さらに、福山市土地開発公社の事業経営状況の報告によると、今年度も福山道路用地を先行取得していく予定としています。

この先行取得用地の買収金額を国が償還する期間が7年から10年となっていることから、土地開発公社が今年度予定している先行取得の償還は、1割程度の土地にとどまり、年々未償還の土地が増加することになります。

道路特定財源の一般財源化が行われることになれば、償還見通しがつかないのではありませんか。御所見をお示してください。

3月議会では市長は、2002年度に策定された「市民参加型道路計画プロセスのガイドライン」は、すでに事業化しているものについては対象外であると答弁されています。

しかし、2007年11月、国土交通省本省における住民からの要請の場で、道路局南係長は、

『この方針は建設中の道路にも趣旨は適用される』と述べています。このことは、当然のことだと思いますが、御所見をお示してください。

設計協議段階とされている瀬戸町山北地区や詳細設計段階とされている芦田川草戸町右岸地区の地権者から、

「まだ、合意・賛成に至っていない人が多いにもかかわらず、強引に事業を進めるあり方は認められません」と意見が出されているように、事業者の強引なやり方に対し、厳しい批判も上がっています。

「市民参加型道路計画プロセスのガイドライン」に沿って、住民の意見を尊重し、事業説明会の再開や説明責任を果たすこと、

幹線道路建設の強行は行わないことを求めるものです。御所見をお示してください。

福山市耐震改修促進計画について、お伺いいたします。

阪神淡路大震災以来、近年大規模な地震が頻発しており、10年以内には東南海・南海地震も予測されています。

福山市耐震改修促進計画が、3月に策定されたことは、地震による被害を極力減少させるうえできわめて重要なことであります。

しかし、この福山市耐震改修促進計画が、県の耐震改修促進計画の目標や、国の耐震改修助成制度の拡充がおこなわれていることから充実させ、実効性のあるものにさせることが必要であります。

そこで次の3つの問題点を指摘するとともに提案をするものであります。御所見をお示してください。

1つは、広島県の耐震改修促進計画で示している、県営住宅の耐震化率を2015年度には、100%に設定しているのに、福山市の耐震改修促進計画は90%の目標としていることであります。

市の責任で直接改修することができる市営住宅が、地震が来ても安全にすむことができるようにするのは自治体として当然のことです。

県と同様、100%を目標にすることを求めるものです。

2 つには、多数の市民が利用する、公有の施設の耐震改修目標が 2 0 1 5 年度までに 9 0 % となっていることでもあります。

学校や屋内運動場など公共施設は、地震の際市民の避難場所となることから、耐震化目標は 1 0 0 % とすることを求めるものであります。

地震防災対策特別措置法の改正が成立しました。いわゆる学校耐震化促進法であります。

同法の柱は、

- 【1】 市町村が行う公立幼稚園・小中学校施設の耐震化事業について、耐震補強工事への国庫補助率を現行 2 分の一から 3 分の 2 に、改築への補助率を現行 3 分の 1 から 2 分の 1 に引き上げる
- 【2】 市町村に公立学校施設の耐震診断実施と結果公表を義務付ける
- 【3】 私立学校施設の耐震化にも配慮するというものです。

補助率引き上げの対象は、震度 6 強以上の地震で崩壊する危険性が高いとされる構造耐震指標 0 . 3 未満の建物であり、引き上げ期間は 3 年間となっているものです。

福山市として、この制度を活用し学校施設の耐震化を一気におこなうことを求めるものです。

3 つには、福山市の耐震改修の助成制度が、耐震診断にのみ上限 2 万円の助成するものとなっていることでもあります。

今、国は耐震改修を高めるために、耐震改修助成制度の拡充をおこなっています。

しかし、地方自治体が、耐震改修助成制度を作っていることが前提となる間接助成制度となっています。

市民の生命、財産を守る上でも大きな力となるものであります。

市独自の耐震改修助成制度創設を求めるものであります。
御所見をお示してください。

中学校給食についてお伺いします。

わが党が昨年 9 月に実施した市民アンケートには、中学校給食の実施を望む市民の強い要望が数多く寄せられています。

「働く母親が多く、弁当を作れない人もいて、子どものなかには、いつもコンビニ弁当、パンを食べている子もいる。栄養面でも親は不安であり、給食があるとよいと思う」

「小学生と中学生をもつ母です。毎日のお弁当ではまんねりになり、栄養を考えた食事はむずかしい。つい冷凍品に頼ってしまう。共働き家庭です」

子育て家庭の多くは、両親共働きの増加、長時間労働・多忙化などにより、親が子どもの「食」について考え、豊かな食事を作る時間的・精神的なゆとりさえ奪われています。

「食」は人間が生きていくうえでの最も基本的な営みの一つであり、とりわけ心身の成長にとって非常に大切な成長期にある中学生に、安全で、栄養バランスのよい食事を保障することは、行政として責任を負うべき重要な課題です。

文部科学省の調査によると平成 18 年 5 月 1 日現在、全国の国公市立中学校における完全給食の実施状況は、

1 万 9 4 9 校中、9, 3 7 7 校、8 4. 6 %です。

一方、本市における中学校完全給食の実施は、合併した旧町の８校のみと、大きく立ち遅れています。

全国的には、従来、中学校の完全給食を実施していなかったところでも、子どもの食をとりまく状況の悪化と、保護者からの強い要望のもと、実施に踏み出した自治体があります。

東京都狛江市では、予算のムダをはぶき、公共事業を福祉・生活型に変え、財政危機から健全財政への転換の努力をはかりつつ、

０７年７月に「中学校給食実施素案検討委員会」を設置し、今年９月からランチボックス方式による全校での完全給食を実施することにしています。

中核市のなかでも、姫路市では、０３年に「中学校給食実施検討懇話会」を設置し、７回に及ぶ懇話会での検討を重ね、同年、実施に関する報告が提出され、

それを受け、翌年に３校での試行を開始し、全校実施にあたっての検討をすすめ、０６年度から全校での完全給食の実施に踏み切りました。

福山市では、市民からの強い要望があるにもかかわらず、また、全国８割以上の自治体で実施されているもとで、この間のわが党の質問に対し、「実施は困難」との答弁を繰り返されております。

どのような理由をもって「困難」と断じておられるのか、その理由を明確にお答えください。

本市においても、自校方式による中学校完全給食の実施を強く求めます。

以上、御所見をお示しください。

児童館について伺います。

近年、青少年の「自由な時間と空間」が少なくなっていることは深刻な問題です。

06年に「NPO子どもとメディア」が、小学4年生から6年生を対象とした調査によると、

「『生きていても仕方がない』と思ったことがある」と答えた子どもが前年より8ポイント増加し35.3%でした。

また、「自分の命は好きなようにしてもかまわないと思いますか」という問いに対して、「はい」「どちらかというとはい」との回答が、6ポイント増加し18.1%でした。

教育研究者からは、テレビ、DVD、パソコン、テレビゲーム、ケータイといった電子映像への接触時間が長い子どもほど、「生きることへの執着」、「自分と他人の生命尊重」といった感覚が、希薄であることが指摘されています。

このような時だからこそ、地域に根差した児童館の果たす役割が重要性を増していると考えます。

わが党は、全国39中核市における児童館の設置状況を独自に調査しました。

児童館の設置率、すなわち、1 児童館に対する小学校区の比率を調べました。その結果、

児童館が、2 小学校区未満に 1 館、設置されている自治体は 6。少なくとも 5 小学校区未満に 1 館、設置されている自治体は、計 14、全体の
35.9%でした。

これらの自治体では、児童館が地域に根差した児童の楽しい遊び場として運営されています。

さらに、少なくとも 10 小学校区未満に 1 館が設置されている自治体は計 23、約 6 割です。

福山市では、ふれあいランドに 1 館が設置されています。福山市の児童館設置率は最下位です。

児童館の今日的役割に鑑み、福山市の立ち遅れの現状に対し、市長の認識をお示しく下さい。

2006 年 4 月、国が児童厚生施設等整備費の国庫補助の算定基準額を改正し、小型児童館の新設に対し、3031 万 2 千円が補助されます。

福山市においても、国の積極的な制度を活用し、小学校区単位を基本とし、地域に根差した児童館の計画的な建設を進めるよう、求めるものです。

ご所見をお示しく下さい。

就学援助についてお伺いします。

貧困と格差が広がるもと、子どもが教育を受ける権利を保障することが求められています。

県内における就学援助の認定率を見ると、

2006年度

福山市 小学校 12.65% 中学校 13.41%

広島市 小学校 22.38% 中学校 22.78%

尾道市 小学校 14.25% 中学校 14.33%

県内14市の平均は、

小学校 16.12% 中学校 16.12%でした。

福山市の認定率は、県平均を下回っています。

認定率が低い要因について、お示してください。

次に支給額を見ると、

小学校2年生以上の学用品費等の額は、

福山市が1万320円、

広島市、尾道市が1万4780円です。

福山市の支給額是他市に比べて低いのが現状です。福山市の支給額が低いこの差額について、具体的に内容を説明してください。

昨年９月以来、わが党市議団が実施した市民アンケートには、９５０通の回答が寄せられました。

そのなかで、

「子育てに対する不安や悩みはありませんか？」

との問いに対し、

「子育て・教育費用」との回答が、

「子どもの安全対策」に次いでが２番目に多い結果となっています。

日本国憲法第２６条

に定められた「ひとしく教育を受ける権利」がすべての児童・生徒に十分に保障されるよう、就学援助の充実について、以下の３点を求めます。

１、必要としているすべての児童が就学援助の認定を受けられるよう、対象を広げてください。

１、支給額を引き上げてください。

１、就学援助への国庫負担金制度の復活を、市として国に求めてください。

ご所見をお示しくください。

人権・同和行政についてお伺いします。

政府は、同和地区の劣悪な住宅環境や就労・就学等の生活環境の改善が大きく進み、同和地区内外の格差が基本的に解消されたとして、２００１年度末で特別対策を終結させました。

福山市においても、２００５年度末で同和対策諸制度を終了し、法的根拠も実質的な事業も終結しましたが、部落解放同盟への団体補助金は依然として継続し、今年度には３５０万円が計上されています。

わが党は、この団体補助金を廃止するよう、幾度となく求めてきましたが、いまだ、廃止されておられません。

特定の運動団体だけを優遇する部落解放同盟への団体補助金は、公平性の観点から見ても市民理解が得られません。

補助金を支出しないことを求めます。お答え下さい。

福山市人権交流センター内に部落解放同盟福山市協及び、部落解放同盟東部地協の事務所として無償貸与を続けています。

組織の上部団体にまで、事務所貸与を許可するあり方は、到底市民理解が得られません。

貸与を止めることを求めます。

以上についてお答え下さい。